

# 2009年4月1日から長期使用製品安全点検制度・長期使用製品安全表示制度がはじまりました。

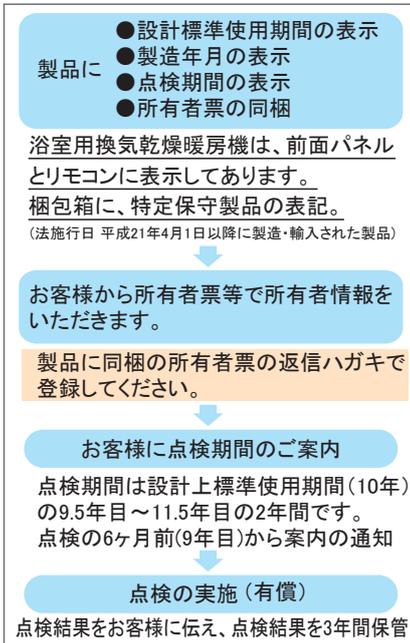
## 長期使用製品安全点検制度

平成19年11月21日に、改正消費生活用製品安全法が公布され、長期間の使用に伴う経年劣化によるリスクが大きく、消費者自身による保守が難しい製品(特定保守製品)について、長期使用製品安全点検制度が創設されました。(平成21年4月1日施行)

対象製品 弊社で販売しております「浴室用換気乾燥暖房機」が対象になります。

施行開始 平成21年4月1日より施行されます。(平成19年11月21日公布) 法施行日 平成21年4月1日以降に製造・輸入された製品

### 安全点検の流れ



### 長期使用製品安全点検制度における対象者とその義務と責務

#### 所有者

- ・特定保守製品を所有する消費者等
- ・特定保守製品の賃貸業者(家賃賃貸人等)
- 【義務】 行政処分を伴わない
- (1)特定保守事業者等への所有者情報の提供の責務
- (2)特定保守製品の点検等の保守の責務

#### 特定製造事業者等

- ・特定保守製品の製造事業者
- ※OEM製造の場合は、基本的にブランド事業者が該当します。
- ・特定保守製品の輸入事業者
- 【責務】
- (1)経済産業局長への事業の届出義務 **違反→直罰**
- (2)設計標準使用期間及び点検期間の設定義務 **違反→命令→罰則・併科あり**
- (3)製品への表示義務 **違反→命令→罰則・併科あり**
- (4)製品への書面及び所有者票の添付義務 **違反→命令→罰則・併科あり**
- (5)製品の所有者情報の管理義務 **違反→命令→罰則・併科あり**
- (6)点検通知義務及び点検実施義務 **違反→命令→罰則・併科あり**
- (7)点検等の保守サポート体制の整備義務 **違反→勧告・公表→命令→罰則・併科あり**

#### 特定保守製品取引事業者

- ・特定保守製品の販売事業者
- ・不動産販売事業者
- ・建物建築請負事業者
- 【義務・責務】
- (1)所有者への引渡時の説明義務 **違反→勧告・公表(命令・罰則なし)**
- (2)所有者に対する、特定製造事業者等への所有者情報の提供の協力責務 **行政処分を伴わない**

#### 関連事業者

- ・特定保守製品の取引を仲介する事業者(不動産取引仲介事業者等)
- ・修理・設置事業者
- ・ガス・電気・石油供給事業者
- 【責務】
- (1)所有者への情報提供の責務 **行政処分を伴わない**

### 経年劣化に関する情報の収集及び提供 **行政処分を伴わない**

特定保守製品に限らず消費生活用製品の経年劣化による危害の発生防止に資する情報を収集し、一般消費者に提供することが製造、輸入又は小売販売の事業者に求められます。

#### ◆事業者の責務

- ・特定保守製品等の製造・輸入事業者は、国が公表した経年劣化に関する情報を活用し、設計及び部品・部材の選択の工夫、製品表示又はその改善等により、製品の経年劣化による危害発生防止に努めなければならない。
- ・特定保守製品等の製造・輸入・小売販売事業者は、経年劣化による危害発生防止に資する情報を収集し、一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。

## 長期使用製品安全表示制度

平成20年5月1日、電気用品の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令(平成20年経済産業省令第34号)が公布され、経年劣化による重大事故の発生率が高くはないものの、長期間使用されることが多いために、経年劣化による重大事故件数が一定程度発生している製品について、製造・輸入事業者が、経年劣化によるリスクの注意喚起を行う表示をすることにより、消費者に適切な行動を促す制度(長期使用製品安全表示制度)が創設されました。(平成21年4月1日施行)

### 弊社製品の「換気扇」が安全表示の対象製品に指定されています。

経年劣化により危害の発生が高まるおそれのあることを注意喚起するために電気用品安全法で定められた右の内容の表示(注意喚起表示)を本体に行います。

【製造年】【設計上の標準使用期間】が、本体に貼付されたラベルに表示します。

法施行日 平成21年4月1日以降に製造・輸入された製品

### 設計上の標準使用期間

※運転時間や温湿度など標準的な使用条件に基づく経年劣化に対して製造した年から安全上支障なく使用することが出来る標準的な期間です。

※設計上の標準使用期間は、無償保証期間とは異なります。また偶発的な故障を保証するものではありません。

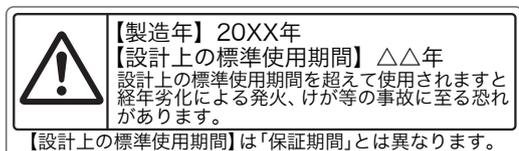
### ●「経年劣化とは」

長期間にわたる使用や放置に伴い生ずる劣化をいいます。標準使用条件を超える使用環境・使用頻度によって設計上の標準使用期間よりも短い期間で経年劣化が起きる可能性があります。

### 長期使用製品安全表示制度における対象者とその義務と責務

- 【対象者】 対象電気用品の技術基準を遵守すべき製品の製造又は輸入を行っている事業者
- 【義務】 **違反→命令→販売禁止→罰則・併科あり**
- 「電気用品の技術上の基準を定める省令」に追加された技術基準の項目(長期使用時の注意喚起表示)の遵守。
- 製品ごとの個別法である電気用品安全法の技術基準省令によって対応

表示イメージ図  
(注意喚起表示)



### ■標準使用条件 日本工業規格 JIS C 9921-2による

環境条件	電圧	単相100V	
	周波数	50Hz及び/又は60Hz	
	温度	20℃	
	湿度	65%	
	設置条件	標準設置	取付説明書による
負荷条件		定格負荷(換気扇)	取扱説明書による
想定時間	1年の使用時間	換気時間*a)	
		台所	2,410時間/年
		居室	2,193時間/年
		トイレ	2,614時間/年
		浴室	1,671時間/年

注記 表の温度20℃・湿度65%は、JIS C9603の試験状態を参考としている。  
\*a) 常時換気(24時間連続換気)のものは、8,760時間/年とする。